

【別紙 1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成25年4月1日	法人コード	A006569
	至	平成26年3月31日	法人名	公益財団法人茨城県中小企業振興公社

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人茨城県中小企業振興公社
設立登記日(注)	平成24年4月1日
法人の目的	茨城県内中小企業等の経営基盤の強化, 経営革新及び創業の促進に関する事業を行い, 茨城県の産業振興に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	茨城県水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	
社員の数(公益社団法人のみ)	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	440,729,255 円	445,924,576 円
収入 > 費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額 ÷ 1欄～3欄の合計額)	89.9%
1 公益実施費用額	445,924,576 円
2 収益等実施費用額	0 円
3 管理運営費用額	50,148,278 円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた 財産の額	円	うち個人から	0 円
		うち法人から	0 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	112,019,538 円
-------------	---------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	11,136,095,928 円	負債額	9,054,953,782 円
		正味財産額	2,081,142,146 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	445,924,576 円
遊休財産額	5,817,756 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)	9,177,818,983 円
1 公益目的増減差額	-689,642,121 円
2 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	9,867,461,104 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	13,496,057 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。